

【働き方改革推進支援助成金の申請を検討されている皆様へのご案内】

1 無資格者等の第三者が関与する申請について

他人の求めに応じ報酬を得て本助成金の申請を代行できるのは、社会保険労務士としての登録を受け、申請書の「提出代行者」欄に記名した者だけです（社会保険労務士法）。

過去に本助成金の申請について社会保険労務士の資格を有しない第三者（例えば「経営コンサルタント」を自称する者や、労働能率増進機器の販売会社の担当者等）が関与した不適切な事案がありました。不正に本助成金を得た、又は得ようとしたと判断される場合は、助成金の返還や加算金（遅延損害金）の支払いに加え、企業名公表等の対象となることがある等、申請した事業主も責任を問われることになりますのでご注意ください。

2 交付申請書の添付資料について

【見積書について】

本助成金の交付決定を行うに当たっては、労働時間等の設定の改善に向けた事業（改善事業）に要する費用が適正な水準であることを確認する必要があるため、交付申請書に添付する「見積書」については、以下の点にご留意ください（専門家謝金などの人件費が1回あたり12,000円以下の場合は、相見積書は不要）。

- （1）各改善事業について、**競争性・公平性が担保された2者以上の見積書**を提出していただく必要があります。

落札業者が他者の見積書を用意するなどの行為は、価格の妥当性が判断できないため認められません。例えば、労働能率増進機器を販売する機器メーカー（営業所含む）とそのメーカーの販売代理店の関係にある2者の見積書において、競争原理が働いていないと判断されるような場合は、さらにもう1者以上の見積書の提出を求めることがあります。

また、2者以上の見積書が提出できないことを認めるケースは、極めて例外的なケースです。その上で、2者以上の見積書を提出することができない場合は、少なくとも

（ア）相見積書を取得することができない理由

（イ）「何故この機器等でなければならないのか」という理由

を示す申立書（申請事業主が作成し記名することが必要）を提出してください。

なお、就業規則・労使協定等の作成・変更、研修及びコンサルティングは、申立書に代えることはできません。必ず2者以上の見積書を提出してください。

- （2）各改善事業について、2者以上の見積書はいずれも同じ内容又は同種・同等の内容である等、見積合わせ（相見積書）として相応しいものである必要があります（例えば、機器の場合には、同じ機器であるか、機能・性能が同程度の機器である等）。

- (3) 2者以上の見積書はいずれも交付申請時に有効で、可能な限り長い期間「有効」なものとしてください。なお、インターネットサイトを利用して見積書を取得した場合で、有効期限の記載のないものや交付申請時点において購入時の価格が担保されていないものは、有効な見積書としては認められない場合があります。

3 各改善事業について

【労務管理担当者・労働者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング】

- (1) 交付申請時に提出する「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」(様式第1号別添)及び見積書(相見積書を含む)に、各研修・コンサルティングの詳細(少なくとも実施項目、各項目に要する時間数、実施担当者職氏名)を明記してください。

※各研修・コンサルティングの内容が本助成金の趣旨にそぐわないものである場合は、交付決定はできません。

※申請者が見積業者に提示した仕様書や見積業者が研修実施能力を有していることを疎明する資料(研修・コンサルティング実績や研修案内のカタログ)の提出をお願いする場合があります。

- (2) 仮に交付決定を受けたとしても、支給申請時に各研修・コンサルティングを行った事実を客観的に確認することができない場合、若しくは支給申請時に添付された資料等から実際に実施された内容が実施計画と相違している場合、又は本助成金の趣旨にそぐわない内容である場合等は交付決定の取消しとなります。

【労務管理用・労働能率増進機器等(システム・ソフトウェアを含む)の導入】

- (1) 労働者が直接行う業務の負担軽減が明らかになり、労働時間が短縮されるものでなければ、労働能率の増進効果があるとは認められません。

- (2) 交付申請時に、機器等の詳細(開発・製造会社の情報、機器等が有する性能・機能等)が明らかとなる客観的な資料(説明書、パンフレット等)を添付してください。

- (3) 交付申請時に提出する「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」(様式第1号別添)に、少なくとも以下の点を明記してください。

(ア) 機器等の導入前にどのような労務管理上ないし業務上の問題を抱えているか

(イ) 機器等はどのような機能を有しているか

(ウ) 機器等の「どの機能により」「どのような問題が」「どのように(どの程度)」改善される見込みなのか((イ)の機能による、(ア)の問題の改善見込み)

(4)「システム・ソフトウェア」の場合は、(3)に加えて以下の点（改善見込みの詳細）を「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」（様式第 1 号別添）の中で明らかにしてください。（別紙の作成も可）

(ア) どの業務について

(イ) どのような具体的作業（タスク）があり

(ウ) 各具体的作業（タスク）は、システム・ソフトウェアの導入以前にどれくらいの工数（人日・時間）を要しており

(エ) システム・ソフトウェアの導入により各工数がどの程度削減される見込みか

【例】

(ア) 会計（業務）のための

(イ) 顧客情報・出入金記録のデータ入力作業（具体的作業（タスク））に

(ウ) 労働者 2 名が、1 日当たり各々 2 時間入力作業を行い、年間の労働日数がそれぞれ 120 日のため、年間で計 480 時間（工数）を要している

(エ) システムの導入により、データ入力作業が 1 日当たり労働者各々について 1 時間削減できるため、年間で 240 時間（1 時間×2 名×120 日）の作業時間の削減が見込める（工数削減見込み）

(5) 機器等の導入に要する費用の見積書（相見積書を含む）について、各費用項目の詳細と金額が明確に区分、記載されている必要があります。

※〇〇機器「一式」というような内容の見積書の場合、内訳を明確にするため見積書を取り直していただくことがあります。

※特にシステム・ソフトウェアを事業主向けに開発、設定等する場合、「開発」「デザイン」「〇〇設計」「△△連携」「××プラグイン」（設定・カスタマイズ）等について、それぞれの内容、工数（人日）、工数単価及び総費用等が明確なものとしてください（申請者が見積業者に提示した仕様書や見積業者が開発や設定を行う能力を有していることを疎明する資料の提出をお願いする場合があります。）。

(6) オリジナルのシステム・ソフトウェアを導入する場合、以下の点にもご留意ください。

(ア) 独自のシステム・ソフトウェアが必要な理由を明確にしてください（市場に対応するシステム・ソフトがないことの疎明を求める場合があります。）。

(イ) 事業規模や労働者数、使用用途に応じて必要性が明確でない場合、又は労働能率の増進に資するシステム・ソフトウェアであることが認められない場合には、不交付決定（交付決定取消）となる場合があります。

(ウ) 交付申請時には、現状の問題点とその解決方法、提案時依頼書（RFP＝Request for Proposal）、見積書・相見積書等の提出をお願いします。

(エ) 支給申請時には契約書、要件定義書、システム導入完了報告書、操作説明書（マニュアル）等の提出をお願いします。

【鍼灸整骨院や美容業等の施術における労働能率の増進に資する設備・機器等】

鍼灸整骨院における低周波治療器や EMS 機器、エステサロンにおける美容機器や痩身機器、光脱毛器を導入予定とする交付申請が多く寄せられています。

こうした機器では、以下に記載する点について客観的かつ合理的な疎明がなされないために、導入機器が「労働能率の増進に資する設備・機器等」に該当するとは判断できずに不交付決定となる事例がありますので、導入を検討されている方は以下の点についてご留意ください。

（１）改善事業における「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」の考え方

「労働能率の増進に資する」とは、「Aという効果を得るため、現在はBという方法を用いることで労働者が直接作業する時間に〇分要しているところ、同じAという効果を得るため、導入機器Cを用いて作業することで労働者が直接作業する時間が△分に短縮できること（当該効果を「労働能率増進効果」と呼びます。）を意味します。

事業場の実情に応じて、導入機器等による労働能率増進効果を具体的に説明（疎明）していただくことになります。

（２）鍼灸整骨院やエステサロン等における導入機器の特徴

例えば、自動食器洗浄機や自動釣銭機のように、その使用目的及び使用することで得られる効果とその効果の程度が広く一般に認知されている機器の多くは、申請者による主観的な申立てと機器のカatalog等により労働能率増進効果を判断することが容易ですが、鍼灸整骨院やエステサロン等における導入機器は、新技術による機能が搭載された専門的な機器であることが多く、一般的なカatalogのみでは労働能率増進効果に関する記載内容が曖昧かつ抽象的であるなど、労働能率増進効果を判断することが非常に困難な場合がありますので、より客観的かつ合理的な疎明が必要となります。

4 不交付決定（交付決定取消）となった事案について

不交付決定（交付決定取消）となった事案（類型）を以下に示しますので、ご注意ください。

- （１）新規又は改装開店に伴う設備投資等であるにかかわらず、新規（改装）開店であることを隠し、改善事業と偽って開店（改装）準備のための機器導入の交付申請を行ったもの。
- （２）２者の見積書が親族・知人・友人関係によって作成され、明らかに競争性や公平性が担保されていない機器導入の交付申請を行ったもの。
- （３）既存（導入前）の機器の性能を偽っていたもの。
- （４）事業場を訪問したところ、改善事業を行っていなかったもの。
- （５）交付申請で指定した対象事業場とは異なる事業場で改善事業を実施していたもの。
- （６）労働保険の申告が助成金申請内容と一致せず、不適正であったもの。